

固定資産税の前納報奨金制度変更のお知らせ

問 吉備庁舎税務課

税負担の公平性を図るため平成31年度から固定資産税前納報奨金の交付率と交付限度額を引き下げます。また、口座振替の勧奨を目的として、前納報奨金の交付対象を、口座振替により第1期の納期に全期全納（一括納付）された場合のみに変更します。

制度変更へのご理解と、引き続きの納期内納付へのご協力をお願いいたします。

前納報奨金制度とは

各期別の納期内に当該年度の残りの税額を納めていただいた場合に、その税額に交付率を乗じた額を交付していたものです。納付税額は、前納報奨金を差し引いた金額となっていました。

変更内容

- ・ 交付率「100分の1」から「1000分の2」に変更。
- ・ 交付限度額「10万円」から「2万円」に変更。
- ・ 口座振替により第1期の納期に全期全納（一括納付）される方を対象とする。

●今まで全期全納（一括納付）をされていた方で、引き続き全期全納をされる方

・納付書で納付の場合

前納報奨金の交付を受けることができません。

交付を受けたい場合は町税等の「預貯金口座振替依頼（自動払込利用申込）書」を金融機関へ提出してください（金融機関の口座番号や届出の印鑑が必要です）。

・口座振替の場合

変更手続きは必要ありません。

第1期の納期限に1年間の税額から前納報奨金額（交付金額が5分の1になります）を差し引いた金額を一括して振り替えます。

●今まで期別納付をされていた方

前納報奨金の交付を受けることができません。

交付を受けたい場合は町税等の「預貯金口座振替依頼（自動払込利用申込）書」を金融機関へ提出してください（金融機関の口座番号や届出の印鑑が必要です）。

●今まで全期全納（一括納付）をされていた方で、期別納付に変更される方

前納報奨金の交付を受けることができません。

・納付書で納付の場合

変更手続きは必要ありません。納付窓口で、期別ごとの納付書でお納めください。

・口座振替の場合

変更手続きが必要です。

全期全納から期別納付に変更する場合は、町税等の「預貯金口座振替依頼（自動払込利用申込）書」を金融機関へ提出してください（金融機関の口座番号や届出の印鑑が必要です）。

お申し込み方法

各金融機関（紀陽銀行・ありだ農業協同組合・きのくに信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行）の窓口へ「預貯金口座振替依頼書」を当該年度の5月14日までに提出してお申し込みください。

5月14日を過ぎますと、その年度の前納報奨金の交付が受けられなくなり、次年度からの交付となります。

お早目に提出をお願いします。

記入例

預貯金口座振替依頼（自動払込利用申込）書

金融機関名を記入
〒643-0021 電話(0737)52-2111

依頼人 住所 有田郡有田川町下津野2018番地4

納税義務者 氏名 有田川 太郎

水道設置場所または所有者 2枚目、3枚目にも押印してください。

指定預貯金口座
住所 有田郡有田川町下津野2018番地4
氏名 有田川 太郎

金融機関名を記入
店名を記入
口座番号(右づつ)を記入
0123456

口座振替(払込)を希望する項目(種目)等
35 町民税(普通徴収) 全納 期別
35 固定資産税 全納 期別
35 軽自動車税 全納
35 国民健康保険税 全納 期別
30 下水道負担金 一括 年払
22 水道料金(下水道使用料) 毎月

※ゆうちょ銀行をご利用する場合は②にご記入ください。

ゆうちょ銀行 166 01230 01234567

※振替(払込)日は町の指定する日(裏面参照)。
ゆうちょ銀行をご利用の場合は自動払込規定が適用されます。

31年5月

当振替依頼(払込)書は、納税・納付義務者、水道契約者(水道設置場所)が異なる毎に必要です。

認印 印鑑照合 受付

金融機関用